公益社団法人福島県森林･林業･緑化協会　行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和をはかり働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１　計画期間　令和3年10月1日から令和6年3月31日まで

２　内　　容

目 標 １: 令和5年12月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デー及びリフレッシュデーの実施を徹底する。

〈対策〉

〇令和3年11月～　所定外労働の現状を把握
〇令和3円12月～　社内検討会での検討を開始
〇令和4年　1月～　職員への周知
ノー残業デー･リフレッシュデーの着実な実施

目 標 ２: 令和5年12月までに、年次有給休暇の取得日数を、全員年間5日以上とする。

〈対策〉

〇令和3年11月～　年次有給休暇の取得状況について実態を把握
〇令和3年12月～　社内検討会での検討を開始
〇令和4年　1月～　職員への周知
取得促進のための取組を開始